

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が、「職員処分に係る文書一式(免職、停職直近のもの1件。職員懲戒審査委員会(現「職員の分限および懲戒に関する審査委員会」)へ提出された資料、議事録を含む)」(以下「本件対象公文書」という。)について、その一部を非公開とした部分のうち、別表に掲げる「審査会が公開妥当と判断した部分」は公開すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成18年2月8日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、請求日から直近の平成14年度に作成された「免職処分にかかる起案文書」と「停職処分にかかる起案文書」を特定した。

同年2月23日、実施機関は、本件対象公文書に記載されている情報が条例第6条第1号および第6号に該当するとして公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

#### 3 異議申立て

同年2月27日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消を求める。条例第6条第1号、第6号に該当しない。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で述べている異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 免職、停職の処分の内容は、全部公開するのが原則である(被害者の住所を除く)。
- (2) 被処分者の権利利益よりも、適切な職務遂行をしている職員の権利利益を優先すべきである。再発防止の観点から、人事管理に関する情報であっても、公開すべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 本件対象公文書について

##### (1) 免職処分にかかる起案文書

平成14年度に住居侵入・器物損壊容疑で逮捕された職員に対し、地方公務員法第29条第1項に基づき懲戒免職処分を行うことを決定した起案文書である。起案文書は、回議書、懲

戒処分書（案）、処分説明書（案）、関係部署あて通知（案）、職員懲戒審査委員会審査結果、職員懲戒審査委員会に提出された各文書（審査事案、処分案件、事実確認書、上申書、意見書、履歴書）からなる。

（２）停職処分にかかる起案文書

平成 14 年度に道路交通法違反容疑で逮捕された職員に対し、地方公務員法第 29 条第 1 項に基づき停職処分を行うことを決定した起案文書である。起案文書は、回議書、懲戒処分書（案）、処分説明書（案）、訓戒書（案）、関係部署あて通知（案）、職員懲戒審査委員会審査結果、職員懲戒審査委員会に提出された各文書（審査事案、処分案件、事実確認書、顛末書、意見書および添付書類、各種事例、自動車事故報告書、履歴書）からなる。

2 異議申立てに係る部分の非公開理由について

（１）被処分者および審査対象者の氏名

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する（条例第 6 条第 1 号該当）。

（２）被処分者、審査対象者の所属名、職名、非違行為、逮捕、起訴等の日時、事故現場の所在地

これらの情報から直接個人が識別されるものではないが、既に公開されている事案の概要等と照合することにより、特定の個人（事故の相手方および被処分者）を識別され得る可能性は否定できず、個人識別情報に該当する（条例第 6 条第 1 号該当）。

（３）被害者の住所

この情報から直接個人が識別されるものではないが、既に公開されている事案の概要等と照合することにより、特定の個人（被害者）を識別され得る可能性は否定できず、個人識別情報に該当する（条例第 6 条第 1 号該当）。

（４）職員懲戒審査委員会に提出された各文書（審査事案、処分案件、事実確認書、上申書、顛末書、意見書および添付書類、各種事例、自動車事故報告書、履歴書）

職員懲戒審査委員会の審査結果に基づき懲戒処分を決定している。職員懲戒審査委員会に提出された各文書はすべて個人識別情報を含むものであり、条例第 6 条第 1 号に該当する。また、任命権者には犯罪捜査機関のような強制調査権限は与えられていないため、関係職員等から任意の情報提供を受けることが重要な手続きである。仮にこれらにより得た情報が公開されると、聴取された内容等が公開されることを前提に情報収集を行わなければならないこととなり、懲戒処分にあたり必要とされる具体的、客観的な情報が十分に得られなくなるおそれがある。職員懲戒審査委員会に提出された各文書は、適正な処分を行うために行った調査の結果、とりまとめられた資料であり、公開することによって人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 6 条第 6 号に該当する。

以上の理由から、職員懲戒審査委員会に提出された各文書は非公開部分で占められ、公開可能な部分がない。また、一式の書類全体として処分の決定に至るまでの検討過程の情報であり、公にされると懲戒処分の諸要素の評価の程度、判断状況等の具体的な実態が明らかとなり、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるため、部分公開できない。

（５）異議申立人の「免職、停職の処分の内容は、全部公開するのが原則（被害者の住所を除く）」との主張について

本県では、地方公務員法に基づく懲戒処分については、処分年月日、処分内容、事案の概

要、被処分者に関する事項を原則として公表している。しかしながら、これは記者発表や取材等に応じるため、報道機関に対して被処分者の個人情報を提供しているものであって、これをもって直ちに不特定多数の者に対しても提供することを予定したものではない。また、記者発表で公にした事実であっても、その情報は時の経過とともに公知でなくなる。したがって、免職または停職処分に係る情報は、条例第6条第1号ただし書Aには該当しない。

- (6) 異議申立人の「被処分者の権利利益よりも適切な職務遂行をしている職員の権利利益を優先すべき。再発防止の観点から人事管理に関する情報でも、公開すべき」との主張について人事管理に関する情報を非公開とするのは、的確な調査により適正な処分を行い、組織の自浄作用を機能させるためである。これは適切な職務遂行をしている職員の権利利益の保護および再発防止につながるものである。よって、異議申立人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

実施機関は、請求日から直近の平成14年度に作成された「免職処分にかかる起案文書」および「停職処分にかかる起案文書」を本件対象公文書として特定している。

本件対象公文書は、実施機関が県職員に対して懲戒処分を行うことを決定した起案文書一式で、回議書、懲戒処分書(案)、処分説明書(案)、関係部署あて通知(案)、職員懲戒審査委員会審査結果、職員懲戒審査委員会に提出された各文書(審査事案、処分案件、事実確認書、上申書、顛末書、意見書および添付書類、各種事例、自動車事故報告書、履歴書等)からなるものである。

実施機関は、被処分者・審査対象者の所属名、職名、氏名、非違行為・逮捕・起訴等の日時、被害者の住所、事故現場の所在地については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから条例第6条第1号が該当するとして該当箇所を非公開としている。また、本件対象公文書中の職員懲戒審査委員会に提出された各文書については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから条例第6

条第1号が該当するとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（今後の正確な情報収集に支障を及ぼすおそれ）があることから条例第6条第6号も該当するとして文書全体を非公開としている。

これに対して異議申立人は、条例第6条第1号および第6号には該当しない旨を主張しており、以下、条例第6条第1号および第6号等への該当性について検討する。

(3) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号本文について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が記録されている場合等は、原則として当該公文書を公開しないことを定めている。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連する情報等で、公にすると、個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものを指すと解される。

イ 条例第6条第1号ただし書について

本号ただし書は、条例第6条第1号本文に該当する情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することを定めている。

このうち、本号ただし書イは、保護されるべき個人情報であっても人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。その点、本件対象公文書は、職員に対して懲戒処分を行うことを決定した起案文書で、その内容は人の生命、健康、生活または財産を保護するために公開することが必要なものとはいえないことから、本号ただし書イ該当性はないと認められる。

なお、異議申立人は「免職、停職の処分の内容は、全部公開するのが原則である（被害者の住所を除く）」と主張しており、被害者の住所については公開、非公開の判断に争いがないうことから、条例第6条第1号該当性について検討しないものとする。

(4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めている。

なお、条例第6条第6号でいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されている。

(5) 条例第7条該当性について

#### ア 条例第7条の規定に基づく部分公開について

条例第7条第1項は、「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定め、また、同条第2項は、「公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。

これは、非公開情報が記録されている公文書であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが合理的に分離できるときは、当該公文書の全部を非公開とせず、非公開部分を除いてできる限り公開すべきことを定めたものである。

#### イ 本件対象公文書中の「職員懲戒審査委員会に提出された各文書」を全部非公開とした実施機関の判断について

実施機関は、職員懲戒審査会委員会に提出された各文書は非公開部分で占められ、公開可能な部分がないこと、一式の書類全体として処分の決定に至るまでの検討過程の情報で、公にされると懲戒処分の諸要素の評価の程度、判断状況等の具体的な実態が明らかとなり、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるなどの理由により、条例第7条の規定に基づく部分公開を行わず、全てを非公開にした旨を主張している。

しかしながら「職員懲戒審査会委員会に提出された各文書」は、審査事案、処分案件、事実確認書、上申書、顛末書、意見書および添付書類、各種事例、自動車事故報告書、履歴書などの文書や資料で構成されたものであって細分化可能であり、また、各々の文書の関連性から見ても、一体不可分なものともみなす必要はないと考えられる。

また、たしかに第6条第1号および第6号に該当する情報を非公開にすれば、残る情報が条例第7条第1項でいう「明らかに有意の情報が記録されていない」ものに該当し、文書全体が非公開妥当と判断できる文書も見られるが、文書によっては、既に公開された事実関係や、事実関係から推測可能な内容等の記述や飲酒運転に係る懲戒処分の基準等が記載された文書など個別の文書として判断すれば、公開可能なものも見られた。さらに、職員懲戒審査委員会にどのような文書が提出されているかがわかったとしても、懲戒処分の諸要素の評価の程度、判断状況等の具体的な実態が明らかとなり、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるとまでは言えないと考えられる。

以上を踏まえると、職員懲戒審査会委員会に提出された各文書全てを部分公開せずに非公開とした実施機関の判断は妥当とは認められない。あくまでも各文書の内容を個別に検討して判断すべきである。

#### (6) 本件対象公文書の公開・非公開の判断

< 本件対象公文書のうち職員懲戒審査委員会に提出された各文書を除いた文書について（免職事案に係る起案文書および停職事案に係る起案文書共通） >

##### ア 被処分者および審査対象者の所属名・職名・氏名

##### (7) 条例第6条第1号本文該当性の判断

氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

所属名・職名は、これらの情報から直接個人が識別されるものではないが、本件処分で既に公開とした事案の概要等の情報や容易に入手し得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることから、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、いずれも条例第6条第1号本文に該当する情報であると認められる。

(イ) 条例第6条第1号ただし書ア該当性の判断

実施機関は懲戒処分の実施に当たって、事案の概要や被処分者に関する個人情報等を記者発表等により報道機関に提供しており、本件は過去に新聞報道されるかたちで公にされている。

しかしながら、ただし書アでいう「慣行として公にされている情報」に該当するには、当該情報が、現に何人にも知り得る状態に置かれ、それが社会通念上慣行と言えることが必要であるが、公開請求の時点では公にされていると認められない場合は、「慣行として公にされている情報」には該当しないと解されている。

その点、本件は、本件公開請求の時点で当該職員が処分を受けてから3年以上の期間が経過し、この間、継続的あるいは新たに公表された事実がない以上、「慣行として公にされている情報」とはいえず、いずれも条例第6条第1号ただし書アに該当しない情報と認められる。

(ウ) 条例第6条第1号ただし書ウ該当性の判断

公務員が懲戒処分を受けたことがわかる情報は、公務員に関する情報であっても被処分者個人の資質、名誉に関わる情報であり、ただし書ウでいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」とはいえず、いずれも条例第6条第1号ただし書ウに該当しない情報と認められる。

以上を総合すると、被処分者および審査対象者の所属名・職名・氏名は、非公開が妥当である。

イ 非違行為の日時・場所（事件発生場所または事故現場の所在地）、逮捕日、起訴日

(ア) 条例第6条第1号本文該当性の判断

これらの情報から直接個人が識別されるものではないが、本件処分で既に公開とした事案の概要等の情報や容易に入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、いずれも条例第6条第1号本文に該当する情報であると認められる。

(イ) 条例第6条第1号ただし書ア該当性の判断

(6)ア(イ)で述べたことと同じ理由により、いずれも条例第6条第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

(ウ) 条例第6条第1号ただし書ウ該当性の判断

非違行為の日時・場所、逮捕、起訴されたことは、公務員としての職務とは無関係な被処分者個人の資質、名誉に関わる情報であり、「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当しない。

したがって、いずれも条例第6条第1号ただし書ウに該当しないものと認められる。

以上を総合すると、非違行為の日時・場所、逮捕日、起訴日は、非公開が妥当である。

ウ 検察庁の支部名

(ア) 条例第6条第1号本文該当性の判断

被処分者を起訴した検察庁の支部名は、「事件のあった場所」あるいは「被害者の住所」が推定できる情報である。そのため、この情報を既に公開されている事案の概要等と照合することにより、特定の個人（被処分者または被害者）が識別される可能性があり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、条例第6条第1号本文に該当する情報であると認められる。

(イ) 条例第6条第1号ただし書ア該当性の判断

(6)ア(イ)で述べたことと同じ理由により、条例第6条第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

(ウ) 条例第6条第1号ただし書ウ該当性の判断

被処分者を起訴した検察庁の支部名は「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当しないことは明らかであり、条例第6条第1号ただし書ウに該当しないものと認められる。

以上を総合すると、検察庁の支部名は、非公開が妥当である。

<職員懲戒審査委員会に提出された各文書（免職事案に係る起案文書）について>

実施機関は、職員懲戒審査委員会に提出された各文書を全部非公開としている。そこで、次の各文書について、部分公開の可否も含めて個別に公開、非公開について検討する。

エ 「懲戒審査事案」

職員懲戒審査委員会における検討資料（処分案件、事実確認書等）の表紙に当たる文書で、次のa～cのような記述がある。

a. 文書の表題、項目名

当該文書の表題および項目名に条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はないため、公開が妥当である。

b. 被処分者の所属名・職名・氏名、非違行為の日時・場所、逮捕日、起訴日

(6)アおよびイで述べたとおり、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当である。

c. 事案の概要

実施機関は、他の文書では、事案の概要のうち、被処分者の所属名・職名・氏名、非違行為の日時・場所、逮捕日、起訴日などの個人識別情報を除いた部分以外は公開している。

当該文書には、他の文書では既に公開されている事案の概要と同様の記述があるが、実施機関は、その記述が最終的に公表された事案の概要の記述と一致している場合でも、人事当局案と最終的な決定内容が一致しているか否かということ自体が検討経過を示す情報であるため一致しているか否かに関わらず公開すべきでないとして主張している。

たしかに、職員懲戒審査委員会での検討資料どおりに非違行為に係る事実関係が認定されたか否かということも懲戒処分に係る検討過程の情報のうちのひとつといえるかもしれない。

しかし、この検討過程に関する情報が公開されることによって懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えなければ、検討過程に関する情報であるからといっても条例第6条第6号に該当せず、非公開にするのは妥当ではない。

その点、本件については、既に公開した他の文書中の事案の概要と当該文書中の事案の概要に差異がなく、このことは、むしろ、任命権者が公正かつ妥当な懲戒処分等を行ったことを明らかにすることにつながるものであり、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるとはいえない。

そのため、本件については、職員懲戒審査委員会において、どのような非違行為が懲戒処分事案として認定されたのかが公にされることや、最終的に公表された事案の概要と一致しているか否かがわかることで懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすとはいえず、条例第6条第6号に該当しないものと認められる。

よって、事案の概要のうち個人識別情報を除いた部分については、公開が妥当である。

#### オ 「処分案件」

審査のために事件や被処分者にかかる具体的かつ詳細な情報等をまとめた文書で、次の a ~ i のような記述がある。

##### a. 文書の表題、項目名

当該文書の表題および項目名に条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はないため、公開が妥当である。

##### b. 被処分者の所属名・職名・氏名、非違行為の日・場所、逮捕日、起訴日

(6)アおよびイで述べたとおり、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当である。

##### c. 被害者の年齢・職業

これらの情報から直接個人が識別されるものではないが、本件処分で既に公開とした事案の概要等の情報等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性は否定できず、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、条例第6条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アおよびウのいずれにも該当しない情報であると認められ、非公開が妥当である。

##### d. 警察署名

被処分者が勾留された警察署名は、「事件のあった場所」あるいは「被害者の住所」が推定できる情報である。そのため、この情報を既に公開されている事案の概要等と照合することにより、特定の個人（被処分者および被害者）が識別される可能性があり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、条例第6条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アおよびウのいずれにも該当しない情報であると認められ、非公開が妥当である。

##### e. 事件の概要

他の文書で、既に公開されている事案の概要や、「懲戒審査事案」に記載の事案の概要よりも詳細かつ具体的に被処分者の非違行為が記述された部分である。

事件の概要のうちの関係機関から入手した情報に関する記述については、公開すると、公開を前提として情報収集しなければならなくなり、今後、実施機関が情報収集する際に支障となるおそれがある。また、接見により確認した情報の内容に関する記述については、公開すると、被処分者が率直に事件の事実関係について話さなくなるなど、今後、実施機関が情報収集する際に支障を及ぼすおそれがある。

よって、事件の概要のうち、個人識別情報、関係機関から入手した情報および接見により確認した情報の記述については条例第6条第6号に該当すると認められ、非公開が妥当で、その他の部分については公開が妥当である。

##### f. 接見により確認した事実

接見を行った日時・場所、接見を行った職員の所属名、被処分者の氏名、そして接見で得



られた事実の概要が記述された部分である。

接見を行った日は逮捕日と比較的近接し、逮捕日が推測できるため、b で前述の逮捕日と同じ理由で、条例第 6 条第 1 号に該当する情報であると認められ、非公開が妥当である。接見を行った日時のうち時間については公開しても支障はない情報であると認められ、公開が妥当である。

接見を行った場所は、警察署であることから、d で前述のとおり条例第 6 条第 1 号に該当する情報であり、非公開が妥当である。

接見は、懲戒処分を実施する所属（総務部人事課）の職員と被処分者の所属の上司が行っているものである。これら接見を行った職員の所属名については、いずれも条例第 6 条第 1 号本文に該当する情報である。また、接見は懲戒処分の実施に当たって職務として行われたものであることから、接見を行った職員の所属名は「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当し、条例第 6 条第 1 号ただし書ウに該当する情報といえる。しかし、接見を行った職員のうち、被処分者の上司の所属名については、これを公開すると被処分者の所属名が特定できることになる。

したがって、接見を行った職員の所属名のうち懲戒処分を実施する所属の所属名は公開が妥当であるが、被処分者の上司の所属名については非公開が妥当である。

次に、被処分者の職名・氏名は、条例第 6 条第 1 号に該当する情報であると認められ、非公開が妥当である。

接見により確認した事実については、経過が事実であるか否かのみの記述であって、本人の反省の言葉等、個人の内心、人格に密接に関係する内容の詳細を明らかにする記述ではないため、公開しても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので条例第 6 条第 1 号に該当しない。また、経過が事実であるか否かのみの記述である以上、公開しても懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障があるとはいえず、条例第 6 条第 6 号に該当する情報とは認められず、個人識別情報を除いた部分については公開が妥当である。

#### g. 逮捕から現在までの経過および今後の見込み

逮捕から現在までの経過および今後の見込みが記述された部分である。

逮捕・起訴等の月日・曜日、警察署名については(6)イのとおり条例第 6 条第 1 号に該当する情報であり、非公開が妥当である。また、既に公開されている部分を除く経過や今後の見込みに関する記述部分については、関係機関から提供を受けた情報であり、これらの情報を公開すると、公開を前提として情報収集しなければならなくなり、今後、懲戒処分を行う際に関係機関から情報収集する際に支障となるおそれがあり、条例第 6 条第 6 号に該当する情報であると認められ、非公開が妥当である。

#### h. 本人の経歴および家族の状況

本人の経歴および家族の状況として、被処分者の氏名、生年月日、年齢、住所、現給、学歴、前歴、勤務歴、家族の状況、その他が記述された部分である。

被処分者の氏名は、前述のとおり、条例第 6 条第 1 号に該当する情報であり、非公開が妥当である。

生年月日、年齢、住所、現給、前歴、勤務歴は、これらの情報から直接個人が識別されるものではないが、本件処分で既に公開とした事案の概要等の情報等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 6 条第 1 号に該当する情報であると認められ、非

公開が妥当である。

学歴、家族の状況、その他は、被処分者の同僚・知人等の関係者に被処分者の私的な情報が明らかとなり、被処分者等の権利利益が害されるおそれがある情報であると認められ、条例第6条第1号に該当する情報であると認められ、非公開が妥当である。

#### i. 審査事項

懲戒処分の審査に当たっての判断要素が記述された部分である。

実施機関は、これら処分の決定に至るまでの検討過程の情報が公開されると、当課の懲戒処分に関する諸要素の評価の程度、判断状況等の具体的な実態が明らかとなり、今後の公正な処分を行う上で支障が生じるおそれがあると主張する。

しかしながら、当該文書に記載されているところの懲戒処分に関する判断要素の各項目は、一般に推測できる範囲のものであり、また、これを公開したところで、特段、諸要素の評価の程度が明らかになるものとは認められず、しかも、処分に当たっての事実認定は被処分者のみならず関係機関への調査を踏まえたうえで実施機関が行うことから、判断要素が公開されたとしても今後、懲戒処分を受ける者がこれらの情報をもとに、不当に懲戒処分を回避したり、懲戒処分の軽減を図るなどの対策をとり得ることにつながるとは認められない。

また、本件対象公文書に限って見れば、各判断要素の評価に関する記述についても、非違行為の概要や、当該非違行為に対する適用法令、情状酌量等についての一般的な記述であって、当該事案に関する具体的かつ詳細な検討過程に係る情報とまではいえないものであり、実施機関が主張するほど、懲戒処分の判断状況等の具体的な実態を明らかにするものとは考えられない。処分案についても懲戒処分の種別が明らかになっている状況からして、自ずと推測可能なものと考えられる。

したがって、個人識別情報を除いた部分については公開しても今後の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものとは認められないため、条例第6条第6号に該当せず、公開が妥当である。

#### カ 「事実確認書」

勾留中の被処分者に接見した確認者の所属名・職名・氏名・印影と接見の結果が記載された文書である。

##### a. 文書の表題、項目名

文書の表題には、条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はなく、公開が妥当である。ただし、項目名のうち被処分者の氏名が含まれた項目名については、条例第6条第1号に該当するため、被処分者の氏名部分については非公開が妥当である。

なお、事実確認書の提出月日は逮捕日、起訴日と比較的近接しており、これらの月日が推測できるため、(6)イで述べたとおり、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当である。

##### b. 接見日時

接見を行った日については、(6)オfに前述のとおり、条例第6条第1号に該当し非公開が妥当であり、時間については公開が妥当である。

##### c. 確認者の所属名・職名・氏名・印影

確認者の所属名・職名・氏名・印影はいずれも条例第6条第1号ただし書ウに該当し、公開すべき情報であるが、被処分者の上司の所属名・職名・氏名・印影については、これ

らが公開されると被処分者の所属名が特定でき、さらには被処分者が識別されることになる。

したがって、接見を行った職員のうち被処分者の上司の所属名・職名・氏名・印影については非公開が妥当で、懲戒処分を実施する所属の職員の所属名・職名・氏名・印影については公開が妥当である。

#### d. 被処分者との接見の結果

確認者の職員らが接見を行った際の事件に対する事実確認と現在の心境等についての質疑応答の内容が一問一答形式で記述された部分である。

ここには、非違行為の具体的内容の他、非違行為を行った際の心理状態、現在の心境や、私生活上の事柄など本人の反省の言葉等、個人の内心、人格に密接に関係する内容が詳細に記述されている。個人識別情報を除いたとしても関係者にこれまで知られていなかった本人の反省の言葉等、個人の内心、人格に密接に関係する内容が知られてしまうことになり、個人の権利利益を害することになる。したがって、条例第6条第1号に該当すると認められる。

加えて、これらの情報は、実施機関が懲戒処分を行うに際して、処分等の必要性および量定の判断に必要なものであるが、こうした接見は、特段、法令等で規定されておらず強制力をもって実施できるものではなく、あくまで、被処分者の協力がなければ実施できないものである。それにも関わらず、これらの情報を公開することになれば、接見は、その内容が公開されることを前提に実施するものということになり、そうなれば今後、被処分者が接見を拒んだり、自分の回答が明らかになることを意識して接見の際に被処分者が事実をありのままに述べることに對して消極的な対応をとるという事態が生じるおそれがある。

したがって、公開することは、実施機関に正確な事実の把握を困難にさせ、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると認められることから条例第6条第6号に該当する。

以上を踏まえると、接見における質疑応答に係る部分は非公開が妥当である。

#### キ 「上申書」

勾留中の被処分者に非違行為に係る事実関係を確認した文書で、事案の概要が記載されたものに、被処分者の自筆による所属名・職名・氏名が署名され、指紋が押捺されたものである。

##### a. 文書の表題、項目名

文書の表題には、条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はなく、公開が妥当である。ただし、項目名には逮捕の年月日が含まれており、この部分は条例第6条第1号に該当するため、逮捕の年月日の部分については非公開が妥当である。

##### b. 非違行為の日時・場所、被処分者の自筆による所属名・職名・氏名、上申書の提出年月日

事案の概要の記述に含まれる非違行為の日時・場所、被処分者の自筆による所属名・職名・氏名については、前述のとおり条例第6条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない情報であり、非公開が妥当である。

なお、上申書の提出年月日は逮捕日、起訴日と比較的近接しており、これらの年月日が推測できるため、(6)イで述べたとおり、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当で

ある。

#### c. 被処分者の指紋の押捺部分

特別な情報を有しない一般人を基準におけば、この情報から直接個人が識別されるものではないが、指紋は特定の個人の身体に関する極めて機微にわたる私的な情報で、個人識別性がないとしても、これが本人の知らないうちに公開されることは不快感、不安感等の精神的な苦痛を及ぼすと考えられることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

したがって、被処分者の指紋の押捺部分は、条例第6条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書アおよびウのいずれにも該当しない情報であり、非公開が妥当である。

以上を踏まえると、「上申書」については、上記aからcの条例第6条第1号に該当する情報を除いた部分は公開が妥当である。

#### ク 「意見書」

被処分者の上司による被処分者の勤務状況等に関する文書で、被処分者の個人識別情報に加え、被処分者に対する当該上司の勤務評価、事件に対する感想等の記述が記載されている。

被処分者の所属名・職名・氏名その他、非違行為の年月日などについては、前述のとおり条例第6条第1号に本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない情報であると認められる。

また、意見書には、被処分者に対する当該上司の勤務評価、事件に対する感想が記載されている。発言者の心情を表現した部分も見受けられ、特定の個人を識別することはできないが、公開することで発言者または評価対象者の権利利益を害するおそれがあると認められ、氏名等の個人識別情報を除いたとしても条例第6条第1号に該当すると認められる。

さらに、意見書の提出は法令等で義務づけられたものではない。それにもかかわらず公開すると、公開を前提として情報収集を行わなければならないこととなり、提出を拒んだり、意見書の内容が公開されることを意識し、事実をありのままに記述することに対して消極的な対応をとられることも考えられる。

よって、意見書の内容の公開は、実施機関が正確な事実の把握を困難にさせるなど、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第6条第6号に該当するものと認められ、意見書の内容については非公開が妥当である。

なお、上記の情報を除いた部分は、文書の表題のみとなるが、これは有意な情報と認められないため、条例第7条第1項で定める部分公開の要件には該当しないものと認められ、文書全体を非公開とすることが妥当である。

#### ケ 「履歴書」

履歴書は、被処分者の職員番号、氏名、性別、生年月日、本籍（都道府県名）、現住所、顔写真、学歴、免許・資格、採用区分、採用年月日、表彰の有無、研修履歴、前歴、職階の記録、発令内容等が記載された人事記録である。

これらのうち、被処分者の氏名、性別、生年月日、本籍（都道府県名）、現住所、顔写真、学歴、免許・資格、採用区分、採用年月日、研修履歴、前歴、職階の記録、発令内容は、(6)オhと同様の理由で条例第6条第1号に該当するものである。

また、職員番号は、一般人にはこれのみをもって特定の個人を識別することはできないが、同僚その他特定の範囲の者には、特定の個人が識別でき懲戒処分という本人にとって知られたくない情報が明らかになるおそれがあり、このような場合には、特定の範囲の者にとって

識別可能かどうかで判断するのが妥当である。したがって、職員番号についても特定の個人が識別されるおそれがある情報であると認められる。

よって、いずれも条例第6条第1号に該当する情報と認められ、非公開が妥当である。

なお、上記の情報を除いた部分は、文書の表題と様式のみとなるが、これは有意な情報と認められないため、条例第7条第1項で定める部分公開の要件には該当しないものと認められ、文書全体を非公開とすることが妥当である。

#### <職員懲戒審査委員会に提出された各文書（停職事案に係る起案文書）について>

##### コ 「懲戒審査事案」

免職事案に係る起案文書における「懲戒審査事案」と同様に判断すべきである。

##### サ 「処分案件」

###### a. 文書の表題、項目名

文書の表題には、条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はなく、公開が妥当である。ただし、項目名のうち被処分者の氏名が含まれた項目名については、条例第6条第1号に該当するため、被処分者の氏名部分については非公開が妥当である。

###### b. 被処分者の所属名・職名・氏名・住所

免職事案に係る起案文書と同様に判断すべきである。

###### c. 被処分者の上司・同僚の所属名・職名・氏名・住所

免職事案に係る起案文書と同様に判断すべきである。

###### d. 被処分者の過去の非違行為の年月日、過去の所属

条例第6条第1号本文に該当し、また、同号ただし書アおよびウのいずれにも該当しない情報であると認められ、非公開が妥当である。

###### e. 交通事故発生日時、場所、所属または場所を特定できる記述（親睦会の会場名およびその住所、駅名）

これらの情報と容易に入手し得る他の情報と照合することにより被処分者が特定されることから個人が識別される情報に該当し、条例第6条第1号に該当すると認められ、非公開が妥当である。

###### f. 事件の概要

事件の概要には、被処分者の顛末書をもとにした記述が含まれている。しかしながら、これらはいずれも顛末書を要約した記述であって、本人の反省の言葉等、個人の内心、人格に密接に関係する内容の詳細を明らかにする記述ではないため、公開しても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので条例第6条第1号に該当しない。また、顛末書を要約した記述である以上、公開しても懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障があるとはいえず、条例第6条第6号に該当する情報とは認められず、個人識別情報を除いた部分については公開が妥当である。

###### g. 関係機関から入手した情報

関係機関から入手した情報に関する記述については、公開すると、公開を前提として情報収集しなければならなくなり、今後、実施機関が情報収集する際に支障となるおそれがある。

よって、関係機関から入手した情報の記述については条例第6条第6号に該当すると認められ、非公開が妥当である。

h.被害者の状況（相手方の住所、氏名、年齢、車両名（車種）、自動車登録番号）、被処分者の車両（車両名、自動車登録番号）等の状況

相手方の住所、氏名、年齢は、条例第6条第1号に該当する情報と認められ、非公開が妥当である。

車両名、自動車登録番号についても、公開すると当該車両の所有者および使用者の住所や氏名が判明する可能性があり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当し、条例第6条第1号に該当するものと認められ、非公開が妥当である。

i.行政処分等

行政処分、刑事処分および示談の状況と、参考として酒気帯び運転の場合の罰則等が記述された部分である。

しかしながら、当該文書の場合、これらの状況については未定等との記述しかなく、これを公開したとしても個人の権利利益を害するものとは考えられず、公開が妥当である。

酒気帯び運転の場合の罰則等についても法の規定どおりの内容の記述であり、これを公開することに支障はなく、公開が妥当である。

j.本人の略歴および家族の状況

免職事案に係る起案文書における「本人の経歴および家族の状況」と同様に判断すべきである。

k.審査項目

免職事案に係る起案文書の「審査事項」と同様に判断すべきである。

シ 「酒気帯び運転の処分基準、他府県における飲酒運転に対する処分例」

同種事案に関する他府県における処分基準および処分例をまとめた文書である。これについて実施機関は、非公開を前提に他府県の状況について聞き取り調査等を行った結果であり、公開されると今後、公開を前提として情報収集を行わなければならなくなり、担当部局から十分な情報提供を受けられなくなる等、今後の人事管理業務に支障を生じると主張する。

しかしながら、多くの地方公共団体が飲酒運転または酒気帯び運転に関する処分基準を公表している状況を鑑みると、処分基準は特段、各府県において秘密にされるべき性質の情報とは考えられず、また、処分例についても個人識別情報を除けば非公開にする必要はなく、これを滋賀県が公開したからといって今後、他府県等から情報提供を受けることが困難になるとは考えられない。

なお、他府県における飲酒運転に対する処分例に関する記述のうち、年月日は特定の個人を識別できる可能性があるため、条例第6条第1号に該当するものとして非公開が妥当である。

ス 「飲酒運転・事後措置を怠った事例」

同種事案に関する過去の事例をまとめた文書で、過去の被処分者の所属名・職名・氏名および非違行為の内容・処分内容が記載されているものである。

a.文書の表題、項目名

当該文書の表題および項目名に条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はないため、公開が妥当である。

b.過去の被処分者の所属名・職名・氏名、年月日

被処分者の所属名・職名・氏名、年月日は条例第6条第1号に該当するため、非公開とす

ることが妥当である。

c. 過去における飲酒運転・事後措置を怠った事例の内容、懲戒処分および行政処分、刑事処分の概要

bで示した個人識別情報を非公開にすれば、被処分者が特定されることはなく、個人識別情報を除いた部分については公開が妥当である。

セ 「被処分者の給与支給額」

被処分者個人の給与等の支給額等を処分案毎に試算した文書である。

a. 文書の表題

当該文書の表題には被処分者の氏名が含まれており、条例第6条第1号に該当するものとして被処分者の氏名部分は非公開が妥当である。

b. 給与支給額等の内容

文書の表題から被処分者の氏名を除いたとしても、給与や手当等の額や定年退職の時期等の情報から被処分者個人を識別できる可能性がある。加えて、一般人から見て誰のものがわからなかったとしても、関係者にこれまで知られていなかった被処分者の給与支給額等が明らかになることで、被処分者個人の権利利益を害する情報に該当するものと認められ、非公開が妥当である。

なお、上記の情報を除いた部分は、有意な情報と認められないため、条例第7条第1項で定める部分公開の要件には該当しないものと認められ、文書全体を非公開とすることが妥当である。

ソ 「履歴書」

免職事案に係る起案文書における「履歴書」と同様に判断すべきである。

タ 「自動車事故報告書」

該当自動車事故について被処分者の所属長から知事あてに提出のあった報告書で、事故発生日時、事故発生場所、双方の車両および運転者に関する情報、同乗者の有無、損害、事故の概要、事故発生後措置した事項が記載された文書である。

a. 文書の表題、項目名

当該文書の表題および項目名に条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はないため、公開が妥当であるが、報告月日は事故発生日、逮捕日と比較的近接しており、これらの月日が推測できるため、(6)イで述べたとおり、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当である。

b. 所属名、所属長の氏名

被処分者が識別できる情報であるため、条例第6条第1号に該当する情報に該当すると認められ、非公開が妥当である。

c. 事故発生日時、事故発生場所

条例第6条第1号に該当する情報に該当するため、非公開が妥当である。

d. 被処分者および相手方の住所、氏名、自動車登録番号、被処分者の年齢、相手方の職業・年齢

これらの情報は、前述のとおり、いずれも条例第6条第1号に該当する情報に該当するため、非公開が妥当である。

e. 損害に関する情報

車両または物の損害の程度、人身損害程度に関する記述には、条例第6条第1号および第

6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はないため、公開が妥当である。

f. 事故の概要、事故発生後措置した事項

事故発生日時、被処分者の所属名、事故発生場所、警察署名が含まれた記述であり、当該部分については、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当であり、その他の部分は公開が妥当である。

チ 「意見書」

免職事案に係る起案文書における「意見書」と同様に判断すべきである。

ツ 「顛末書」

被処分者本人が自筆で作成した知事あてに提出された顛末書で、免職事案の「事実確認書」に相当する文書である。

顛末書には、懲戒処分の対象となった事故の詳細、事故当時の心理状態、現在の心境や、業務の状況に加えて私生活上の事柄など本人の反省の言葉等、個人の内心、人格に密接に関係する内容が詳細に記述されている。

これを公開されると被処分者にとっては、自己の心情を公にされることになり、たとえ個人が識別されないとしても、公開することにより当該被処分者の権利利益を害することになり、条例第6条第1号に該当する。

また、顛末書は、懲戒処分の必要性および量定の判断に当たって必要な文書と考えられるが、法令等で提出が義務づけられているものではなく、あくまで被処分者から任意で提出されたものである。それにもかかわらず公開することになると、非違行為を行った職員は、提出を拒んだり、顛末書の内容が公開されることを意識し、事実をありのままに記述することに対して消極的な対応がとられることも考えられる。

よって、顛末書の内容の公開は、実施機関が正確な事実の把握を困難にさせるなど、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第6条第6号に該当するものと認められ、顛末書の内容は非公開が妥当と判断する。

なお、上記の情報を除いた部分は、文書の表題のみとなるが、これは有意な情報と認められないため、条例第7条第1項で定める部分公開の要件には該当しないものと認められ、文書全体を非公開とすることが妥当である。

テ 「被処分者の酒気帯び運転事故報告補足資料」

被処分者の所属長から知事あてに提出された、所属における調査の結果をまとめた資料であり、関係者、本人、事故の相手方から聴取した内容を含むものである。

a. 文書の表題、項目名

当該文書の表題および項目名に被処分者の氏名・職名以外は、条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれておらず、非公開にする理由はないため、公開が妥当であるが、提出月日は事故日と比較的近接しており、事故日が推測できるため、(6)イで述べたとおり、条例第6条第1号に該当するため、非公開が妥当である。

b. 所属名、所属長の職名・氏名

被処分者が識別できる情報であるため、条例第6条第1号に該当する情報に該当すると認められ、非公開が妥当である。

c. 事故発生の前日の年月日、事故発生場所、所属名または場所を特定できる記述（親睦会の名称、親睦会の会場名およびその住所、駅名）、被処分者の住所、被処分者の同僚の職名・



氏名、警察署名

条例第6条第1号に該当する情報に該当するため、非公開が妥当である。

d. 事故の概要

個人識別情報については条例第6条第1号が該当するため非公開が妥当である。

その他の部分のうち、事故前日の状況についての記述には、被処分者の私生活上の事柄なども含まれており、これは公開すると個人の権利利益を害する情報であり、条例第6条第1号に該当する情報と認められ、非公開が妥当である。

また、事故の当日の状況についての記述は、関係者等から聴取した内容を含んでおり、これを公開すると、公開を前提として情報収集を行わなければならないこととなり、今後、情報が得られなくなるなど実施機関の今後の情報収集に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第6号に該当すると認められ、非公開が妥当である。

また、事故の破損等の状況および参考資料についての記述のうち被処分者の同僚の氏名を除いた部分以外は公開が妥当である。

ト 「地図の写し」

「テ 被処分者の酒気帯び運転事故報告補足資料」の参考資料の一部として添付された事故現場に係る地図の写しである。

事故現場が特定できる情報であり、条例第6条第1号に該当する情報に該当すると認められ、非公開が妥当である。

ナ 「写真」

「テ 被処分者の酒気帯び運転事故報告補足資料」の参考資料の一部として添付された事故現場および被処分者および相手方の車両に係る写真である。また、欄外に事故発生場所名が記入されている。

事故現場に係る写真や記入されている事故発生場所名等については、事故現場が特定できる情報であり、条例第6条第1号に該当する情報に該当すると認められ、非公開が妥当である。

被処分者および相手方の車両に係る写真は、車両名や自動車登録番号がわかるかたちで撮影されたものであり、所有者および使用者の住所や氏名が判明する可能性があり、条例第6条第1号に該当するものと認められ、非公開が妥当である。

なお、上記の情報を除いた部分は、有意な情報と認められないため、条例第7条第1項で定める部分公開の要件には該当しないものと認められ、文書全体を非公開とすることが妥当である。

ニ 「新聞記事写し」

「テ 被処分者の酒気帯び運転事故報告補足資料」の参考資料の一部として添付された事故当時、新聞各紙に掲載された記事の写しである。

a. 非違行為の日時・場所、被処分者の住所・所属名・職名・氏名・年齢、相手方の職業・年齢、警察署名、親睦会の場所、逮捕日、新聞記者の氏名、報道年月日

いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に該当し、条例第6条第1号に該当するものと認められ、非公開が妥当である。

b. 被処分者の上司のコメント

被処分者に対する当該上司からの勤務状況に対する評価、事件に対する感想等の記述が記載されている。

発言者の心情を表現した部分も見受けられ、特定の個人を識別することはできないが、公開することで発言者本人または非処分者の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第6条第1号に該当すると認められる。

ヌ 「供述調書の概要」および「同僚の意見書」

「テ 被処分者の酒気帯び運転事故報告補足資料」の参考資料の一部として添付された、警察の事情聴取に応じた同僚3名の報告書で、事故の詳細、事件についての感想、関係機関から提供を受けた情報の内容等からなるものである。

a. 文書の表題

当該文書の表題には被処分者の氏名が含まれており、条例第6条第1号に該当するものとして被処分者の氏名部分は非公開が妥当である。

b. 被処分者の職名・氏名、警察官の氏名、被処分者の上司・同僚の氏名、被処分者の所属名が特定できる記述、非違行為の日時、相手方の住所・氏名・電話番号

これらの情報は、いずれも条例第6条第1号に該当する情報であると認められ、非公開が妥当である。

c. 文書の内容

当該文書には、被処分者の性格や私生活上の事柄や事件に対する感想が記載されており、個人識別情報を除いたとしても、公開することで当該文書の作成者および被処分者などの個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第6条第1号に該当すると認められる。

さらに、「供述調書の概要」および「同僚の意見書」は任意に提出されたものであるにも関わらず公開すると、公開を前提として情報収集を行わなければならないこととなり、今後、「供述調書の概要」および「同僚の意見書」の提出がなされなくなるなど実施機関の今後の情報収集に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第6号にも該当すると認められる。

よって、「供述調書の概要」および「同僚の意見書」の内容については非公開が妥当である。

なお、上記の情報を除いた部分は、文書の表題および項目名のうちの個人識別情報を除いた部分のみとなるが、これらは有意な情報と認められないため、条例第7条第1項で定める部分公開の要件には該当しないものと認められ、文書全体を非公開とすることが妥当である。

ネ 「懲戒処分等の種類と効果」

懲戒処分に係る制度等について人事課がとりまとめた資料である。

実施機関は、法律、条例、行政実例等の抜粋であり、個人識別情報等を含まないため、当該文書が単独で公開請求された場合には公開する文書ではあるが、職員懲戒審査委員会に提出した資料全体として非公開であることから、公開できない旨を主張している。

しかしながら、(6)イで述べたとおり、「職員懲戒審査委員会に提出された各文書」は、前述のとおり、必ずしも一体不可分なもののみならず必要はない。当該文書については個別の文書として判断すべきである。当該文書に条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報は含まれていない以上、非公開にする理由はないため、公開が妥当である。

(7) 異議申立人の「被処分者の権利利益よりも適切な職務遂行をしている職員の権利利益を優先すべき。再発防止の観点から人事管理に関する情報でも、公開すべき」との主張について

異議申立人は、上記のとおり主張するが、このことは当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

なお、当審査会は本件諮問事案について次の事項を意見として本答申に付帯して提言する。  
(本件対象公文書中の一部の個人識別情報について)

当審査会が本件処分に係る決定内容や本件対象公文書を精査したところ、実施機関が公開した情報の一部に、当審査会としては非公開とすべき個人識別情報と考えられるものが見受けられた。

この情報は、直接個人を識別できるものではないが、本件処分で既に公開とした事案の概要等の情報や容易に入手し得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとする。

今後はより慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

## 3 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成18年7月3日	・実施機関から諮問を受けた。
平成18年9月29日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年11月1日 (第153回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成19年12月12日 (第154回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。
平成20年2月29日 (第157回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成20年3月24日 (第158回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

< 別表 >

免職処分にかかる起案文書

文書名	原処分で非公開とされた部分	審査会が公開妥当と判断した部分
回議書	被処分者の所属名・職名・氏名	-
懲戒処分書(案)	被処分者の氏名	-
処分説明書(案)	被処分者の所属名・職名・氏名、 起訴日、逮捕日、非違行為の日 時・場所	-
関係先あて通知(案)	被処分者の所属名・職名・氏名、 検察庁の支部名	-
職員懲戒審査委員会	被処分者の所属名・職名・氏名、 事件発生日時、逮捕日、起訴日、 被害者の住所	-
以下、「職員懲戒審査委員会に提出された文書」		
懲戒審査事案	文書全体(全部非公開)	個人識別情報(被処分者の所属名・職名・ 氏名、非違行為の日時・場所、逮捕日、起訴 日、被害者の住所)以外の部分
処分案件	文書全体(全部非公開)	以下を除いた部分 ・個人識別情報(被処分者の職名・氏名、非 違行為の日時・場所、逮捕日、起訴日、被 害者の年齢・職業、警察署名、被処分者の 所属名、「4 本人の経歴および家族の状況 欄」の項目以外) ・関係機関から入手した情報(タイトル含む) (P2 16~12行分) ・接見により確認した情報(接見月日・曜日、 記述の4~7行目) ・関係機関から入手した情報(タイトル含む) (P3 8~10行目) ・接見により確認した情報(記述の2~5行 目) ・「2 接見により確認した事実」(接見月日・ 曜日) ・「3 逮捕から現在までの経過および今後の 見込み」(逮捕等月日・曜日、警察署名、記 述の2、3、5、7~11行目) ・「5 審査事項」(接見月日・曜日、P4 15行 目 35~38文字目)
事実確認書	文書全体(全部非公開)	以下を除いた部分 ・個人識別情報(提出月日、接見月日・曜

		日、被処分者の所属名・職名・氏名、警察署名、被処分者の上司の所属名・職名・氏名・印影) ・被処分者との接見の結果(タイトル含む全て)
上申書	文書全体(全部非公開)	以下を除いた部分 ・ 個人識別情報(逮捕日、非違行為の日時・場所、提出年月日、被処分者の自筆による所属名・職名・氏名、指紋の押捺部分) ・ 1の逮捕事件についての記述(2行目 37文字目～3行目2文字目)
意見書	文書全体(全部非公開)	-
履歴書	文書全体(全部非公開)	-

#### 停職事案に係る起案文書

文書名	原処分で非公開とされた部分	審査会が公開妥当と判断した部分
回議書	被処分者の所属名・職名・氏名、事故発生日、事故現場の所在地	-
懲戒処分書	被処分者の氏名	-
処分説明書	被処分者の所属名・職名・氏名、事故発生日時・場所	-
訓戒書	被処分者の所属名・職名・氏名、事故発生日時・場所	-
関係先あて通知(案)	被処分者の所属名・職名・氏名、事故発生日	-
職員懲戒審査委員会	被処分者の所属名・職名・氏名、事故発生日時・場所	-

以下、「職員懲戒審査委員会に提出された文書」

懲戒審査事案	文書全体(全部非公開)	個人識別情報(被処分者の所属名・職名・氏名、非違行為の日時・場所)以外の部分
処分案件	文書全体(全部非公開)	以下を除いた部分 ・ 個人識別情報(所属名・職名・氏名・住所、被処分者の所属の職員の所属名・職名・氏名・住所)、交通事故発生日時・前日・月日・場所(特定できる記述を含む) ・ 関係機関からの情報(タイトル含む) (P3 1～8行目) ・ 「3 事故後の状況」中の(1)および(2)欄(項目、損害の内容を除く部分) ・ 「4 本人の経歴および家族の状況」欄(項目以外)

酒気帯び運転の処分基準、他府県における飲酒運転に対する処分例	文書全体(全部非公開)	個人識別情報(事例中の年月日)以外の部分
飲酒運転・事後措置を怠った事例	文書全体(全部非公開)	個人識別情報(過去の被処分者の所属名・職名・氏名、年月日)以外の部分
被処分者の給与支給額	文書全体(全部非公開)	-
履歴書	文書全体(全部非公開)	-
自動車事故報告書	文書全体(全部非公開)	個人識別情報(報告月日、所属名、所属長名・印影、事故発生日時・場所、事故当事者および相手の車両欄・運転者欄、事故の概要欄中の時刻、警察署名)以外の部分
意見書	文書全体(全部非公開)	-
顛末書	文書全体(全部非公開)	-
被処分者の酒気帯び運転事故報告補足資料	文書全体(全部非公開)	以下を除いた部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人識別情報(提出月日、所属名、所属長の職・氏名、事故発生の前日の月日・曜日、事故発生場所、被処分者の職名・氏名・住所および場所が特定できる記述(親睦会の名称、親睦会の会場名およびその住所、駅名)、被処分者の同僚の職名・氏名・住所、警察署名)</li> <li>・「2, 事故当日の状況」の内容全部</li> <li>・「4, 参考資料」中の個人の氏名</li> </ul>
地図の写し	文書全体(全部非公開)	-
写真	文書全体(全部非公開)	-
新聞記事の写し	文書全体(全部非公開)	以下を除いた部分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人識別情報(報道年月日、非違行為の日時・場所(特定できる記述を含む)、被処分者の住所・所属名・職名・氏名・年齢、相手方の職業・年齢、警察署名、親睦会の場所、逮捕日、新聞記者の氏名)</li> <li>・被処分者の上司の氏名・職名・年齢・コメント</li> </ul>
供述調書の概要	文書全体(全部非公開)	-
同僚の意見書	文書全体(全部非公開)	-
懲戒処分等の種類と効果	文書全体(全部非公開)	文書全体(全部公開)

「-」は実施機関の判断のとおり判断したことを意味している。

行数は空白の行を除いてカウントしたものである。